

中間市・遠賀郡4町の一般廃棄物の受入継続について（報告）

1 中間市・遠賀郡4町の一般廃棄物の受入れについて

中間市・遠賀郡4町（芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町）の一般廃棄物については、受入れに係る基本協定を締結し、平成19年度から受入処理を行っている。

このたび、現在の基本協定（平成26年度に更新）が今年度末で期間満了することに伴い、各市町から受入継続の依頼があった。

一般廃棄物の受入れについては、他都市からの要請を受け、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」の枠組みの中で実施していくこととしていることから、令和3年度以降も受入れを継続するもの。

なお、これまでは7年間の期間を定めて協定を締結・更新してきたが、一般廃棄物の受入処理を開始して以降、問題なく受入れを継続できていることや、協定書の中で受入れまたは搬入を廃止する場合の規定が定められていることも勘案し、今後は協定期間を定めないこととする。

【参考】本市のごみ処理の広域連携に係る基本的な考え方について

本市では、「北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョン」（令和2年5月第4次改訂）に基づき、地域全体の環境保全と循環型社会の構築を図るなど、一般廃棄物の広域的な受入れを推進しており、受入れにあたっては、本市との間で基本協定を締結し、次の「三原則」に適合していることを毎年度確認した上で、単年度の委託契約を締結している。

<三原則>

- ・本市のごみ処理に支障が生じるものでないこと。
- ・本市と同等またはそれ以上のリサイクル、減量努力を実施していること。
- ・本市と一体的な地域整備に取り組む信義、信頼関係が成り立っていること。

2 受入内容

- (1) 対象廃棄物：可燃性のごみ（本市焼却工場の受入基準に適合するもの）
- (2) 協定開始時期：令和3年4月1日
- (3) 受入予定量：一般廃棄物（可燃性） 約3.5万トン/年
- (4) 受入単価：1トンあたり2万円 [収入総額 約7億円/年]
- (5) 搬送方法：各市町で構成する一部事務組合が整備したごみの圧縮中継施設（遠賀・中間リレーセンター）でごみを圧縮し、10トントラックに積替え、本市焼却工場に搬送
- (6) 受入工場：市内3工場

【参考】

○ 他都市ごみの受入状況（可燃ごみ）

団体名	受入期間	単価	受入量 (R1年度)	収入額 (年間)
遠賀・中間地域 広域行政事務組合 【構成市:中間市、芦屋町、 水巻町、岡垣町、遠賀町】	H19～H25年度(7ヵ年)	2万円 /トン	3.5万トン	7億円
	受入期間延長 H26～R2年度(7ヵ年)			
	今回受入継続 R3～			
直方市	H13～H19年度(7ヵ年)		1.7万トン	3.4億円
	受入期間延長 H20～H26年度(7ヵ年)			
	受入期間延長 H27～R3年度(7ヵ年)			
行橋市・みやこ町 清掃施設組合 【構成市:行橋市、みやこ町】	H17～H23年度(7ヵ年)		2.7万トン	5.3億円
	受入期間延長 H24～H30年度(7ヵ年)			
	受入期間延長 H31～R6年度(6ヵ年)			
計			7.9万トン	15.7億円

※直方市のみ、この他に粗大ごみ、プラスチック製容器包装、ペットボトルを受入処理

*四捨五入の関係で、内訳の計と一致していない

（ ※連携中枢都市圏「北九州都市圏域」（6市11町 ※下線部の3市5町が現在受入れ）
北九州市、直方市、行橋市、豊前市、中間市、宮若市、芦屋町、水巻町、岡垣町、遠賀町、
小竹町、鞍手町、香春町、荏田町、みやこ町、上毛町、築上町